静岡勤労者山岳会自家用車使用規定

第1条 目的

当規定は自家用車を使用して静岡勤労者山岳会々員が山行を行う場合、事故を未然 に防ぎ、万が一事故発生時にその損害費用の負担等、処理を円滑にすすめることを 目的とする。

第2条 対象

当規定の対象は以下の者である。

- 1、静岡勤労者山岳会会員
 - 2、静岡勤労者山岳会の主催する、または静岡勤労者山岳会々員の行う山行 や行事に賛同して参加する者。

第3条 使用車両の限定と保険補償

山行に使用する車両は、以下の項目を満たしていなければならない。

- 1、車両検定を受けている車両
- 2、運転者は使用する車両について保険が適用される者でなければならない。
- 3、任意保険の補償額の最低額は、対人賠償は無制限、対物賠償は無制限、人身賠償は3千万円以上とする。 なお、同乗者個人がこれを超える補償額を必要とする場合は、あらかじめ自ら納得する保険を掛けることとする。
- 4、目的の山岳路走行にふさわしい装備(チェーン、スノータイヤ、ブースター、牽引ロープ等)を備えている車両。

第4条 運転

交通法規を遵守し、前夜の睡眠時間の考慮、運転交代の事前打ち合わせなど、 走行前に行っておかなければならない。また、別に定める運転注意事項に留意 する。

第5条 車両使用に関する費用分担

走行距離に応じた所定の費用を同乗者で均等配分する。有料道路通行料は加算する。

第6条 事故などによる損害費用分担

損害費用は当該山行参加者の均等配分により負担することを原則とする。

- 1、スピード違反、駐車違反、一旦停止違反などは、運転者の責任とする。罰則金 はその半額を運転者、残りの半額を運転者以外の当該山行参加者全員の負担と する。
- 2、落石、がけ崩れ、道路陥没など自然災害による損害は当該山行参加者全員の負担とする。
- 3、対人、対物事故に関しては、保険で処理することを第一とする。保険が及ばな

い金額については、運転者に全面的に責任があるものは運転者が負担する。これ以外の部分は当該山行参加者全員が均等に負担する。事情によっては保険が 及ばない金額の全額について当該山行参加者全員が均等に負担する。

- 4、車両故障については、パンクなどその山行に起因するものは当該山行参加者全 員の負担とする。ラジェーター水、オイル不足など、事前点検不足、部品の故 障、車両の古さに起因する故障については所有者負担とする。なお、故障によ って発生する経費(別の交通機関、宿泊代など)は、当該山行参加者全員の負担 とする。
- 5、事故後のわだかまりがないよう、十分話し合いを行った上で処理されなければ ならない。

第7条 その他

当規定では処理できない事項は、運営委員会で協議、決定する。当規定に違反してトラブルが発生した場合、当会は関知しない。

第8条 当規定の改廃は運営委員会で決定する。

付録 自家用車運転に当たっての注意事項

- 1、目的地まで遠かったり、参加人数が多い山行にはなるべく他の交通機関、バス等の使用を検討する。
- 2、ゆとりのある計画で、事前ミーティングを持ち、運転者は道路状況を確認しておく。
- 3、出発前に使用車両の保険を確認する。
- 4、運転者は、出発前にタイヤの空気圧、傷点検、オイル類などの車両点検をする。
- 5、運転者は運転に適した服装と履物を着用する。
- 6、運転者は交通法規を遵守し、特にスピードには注意する。
- 7、搭乗者全員がシートベルトを締めたか確認する。
- 8、疲労時、眠気のあるとき、体調により運転に自信のない時は運転しない。
- 9、同乗者は、いつでも運転交代ができるよう心がける。また助手としてエアコン 等機器の操作、ナビゲーター、窓拭き、話し相手となるよう勤める。
- 10、一定時間走行したら休憩、運転交代を行う。

2016年11月9日改定